

# 山口県報

平成19年  
3月9日  
(金曜日)

## 目次

規則	一
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(厚政課)	一
山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(医務保険課)	一
主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則(農業振興課)	一
訓令	二
水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令(団体指導室)	二
告示	二
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	二
森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準の変更の公表(森林整備課)	四
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更(森林整備課)	四
樹種転換促進指針の変更の公表(森林整備課)	四
地区防除指針の変更の公表(森林整備課)	四
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)	五
道路の位置の指定(建築指導課)	五
公告	五
国土調査の成果の認証(地域政策課)	五
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	六
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	六
土地改良区役員届出(農村整備課)	七
国営農地再編整備事業(豊北地区宮迫換地区)の換地処分(農村整備課)	七
国営農地再編整備事業(豊北地区荒田換地区)の換地処分(農村整備課)	七
選管告示	七
個人演説会等を開催することができる施設	七



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記一の八の1中、「盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)(」を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改める。

別記第十二号様式の表(中)「冊」を「冊」に改め、同様式の裏(中)「冊冊」を「冊冊」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第八号

山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年山口県条例第六十一号)中第二条第二項の表山口県立こころの医療センターの項の改正規定(「二〇〇床」を「一八〇床」に改める部分に限る。)(の施行期日は、平成十九年三月十三日とする。

主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第九号

主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則

主要農作物種子法施行細則(昭和六十年山口県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式の表中「耕」を「耕」に改め、同様式の裏中「耕」を「耕」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。



山口県訓令第一号

農林水産部  
 水産事務所  
 水産振興局

水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関成

水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

水産業協同組合等検査規程(昭和四十三年山口県訓令第九号の二)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「吏員たる職員のうちから」を削り、「行なつ」を「行う」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県告示第八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年三月九日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 日本ゼオン株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目六番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名称 日本ゼオン株式会社徳山工場

所在地 周南市那智町二番一号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構			使用の方法
	能力 (m <sup>3</sup> /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	
三四一イ	六〇	平成一九、 四、一	平成二〇、 一、三二	使用時間 隔日 一 日 当 た り の 使 用 時 間 変 動 の 概 要
三四一ロ	一〇	"	"	
"	三五	"	"	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
"	"	"	"	
"	"	"	"	
"	"	"	"	

備考 「三四一イ」及び「三四一ロ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十四号の合成ゴム製造業の用に供するろ過施設及び脱水施設をいう。

種 類	項 目				汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値									
	処理後	処理前	処理後	処理前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )			
活性汚泥処理施設	七・五	八・三	八・三	六・五	五・五	二七・三	一五八・二	二	四二	〇・〇六	六・五〇八・三	七・四八七・三		
	七・五	八・三	八・三	六・五	五・五	二七・三	一五八・二	二	四二	〇・〇六	六・五〇三・五	七・四八〇・六		
凝集加圧浮上処理施設	〃	〃	〃	六・五	五・五	二七・三	一五八・二	二	四二	〇・〇六	五・一六一・五	五・七八三・六		
	〃	〃	〃	六・五	五・五	二七・三	一五八・二	二	四二	〇・〇六	五・一六一・五	五・七八三・六		

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間 隔間	一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日

(二) 種別、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値									
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )				
三四一〇	七〇	一五〇	〃	〃	四・九	六・八				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二一・四				
三四一イ	七〇	一五〇	〃	〃	四・九	六・八				

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)
	水素イオン濃度 (水素指数) (mg/l)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	通	通	一五・八九
八・三	最	最	二〇・一
六	通	通	九・四
二〇	最	最	一・八
八・五	通	通	八・五
一一・三	最	最	〇・三
〇・三	通	通	〇・四
二四・五〇〇	通	通	二七・〇〇〇
二七・〇〇〇	最	最	

山口県告示第百九号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の三第一項の規定により、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準（以下「山口県防除実施基準」という。）を変更したので、次の要領により公表する。

平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関成

一 山口県防除実施基準の変更の内容

(一) 変更した事項

- 1 特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域
- 2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項
- 3 特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項
- 4 その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項

(二) 変更に係る市町

- 1 に掲げる事項にあつては、山口市、萩市、長門市及び阿武郡阿東町

(三) 変更の詳細

縦覧に供する変更後の山口県防除実施基準のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林整備課及び各農林事務所

三 縦覧の期間

平成十九年三月九日から同月二十九日まで

山口県告示第百十号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の五第一項の規定により指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、次の要領により公表する。

平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関成

一 変更した区域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、光市、長門市、周南市及び阿武郡阿東町の区域内に存する森林の区域のうち次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係農林事務所並びに下関市農林水産部農林整備課、宇部市経済部農林水産課、山口市経済部林務水産課、萩市農林部林政課、防府市産業振興部林務水産課、岩国市農林経済部林業振興課、光市経済部水産林業課、長門市経済建設部農林課、周南市経済部林政課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

二 縦覧の期間

平成十九年三月九日から同月二十九日まで

山口県告示第百十一号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の六第一項の規定により、樹種転換促進指針を変更したので、次の要領により公表する。

平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関成

一 樹種転換促進指針の変更の内容

(一) 変更した事項

- 1 森林組合等による樹種転換の促進に関する事項
- 2 その他樹種転換の実施の指針となるべき事項

- (一) 変更の詳細  
縦覧に供する変更後の樹種転換促進指針のとおり  
縦覧の場所  
山口県農林水産部森林整備課及び各農林事務所  
縦覧の期間  
平成十九年三月九日から同月二十九日まで

山口県告示第百十二号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。）第七条の九第一項の規定により、地区防除指針を変更したので、次の要領により公表する。

平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 地区防除指針の変更の内容
- (一) 変更した事項  
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林であつて、その位置及び規模からみて、当該特定森林を所有し、又は管理する者が自主防除措置を的確に行わないとすれば、特定原因病害虫により当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に拡大するおそれがあると認められるものに関する基準その他法第七条の十第一項の地区実施計画の指針となるべき事項
- (二) 変更の詳細  
縦覧に供する変更後の地区防除指針のとおり  
縦覧の場所  
山口県農林水産部森林整備課及び各農林事務所  
縦覧の期間  
平成十九年三月九日から同月二十九日まで

山口県告示第百十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意

があつたと認めた。

平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関 成

牛島加入区

山口県告示第百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)員	延 (メートル)長	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市生野屋西二丁目一九三の三及び一九三の一六	四・一〇四・二	四九・一	二〇四・八三



(一〇九) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成十七年五月十日から平成十八年十二月十九日まで	下関市地籍簿	豊北町大字田耕の一部



大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	株式会社ボーラ化粧品本舗	株式会社ケーアンドエム	株式会社ボーラ化粧品本舗
株式会社セリア	株式会社ボーラ化粧品本舗	株式会社セリア	株式会社ボーラ化粧品本舗
午後八時	午後八時	午後八時	午後八時
〃	〃	〃	〃

四 届出年月日  
平成十九年二月二十七日  
変更年月日  
平成十九年三月二日

(一一二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関成

住所を変更した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
下関市豊浦町土地改良区	理事	正男	下関市豊浦町大字川 下関市豊浦町大字川 棚二二六二の一 棚七八〇三

(一一三) 国営農地再編整備事業(豊北地区宮迫換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区宮迫換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成十九年二月二十三日

二 換地処分の内容  
国営農地再編整備事業(豊北地区宮迫換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(一一四) 国営農地再編整備事業(豊北地区荒田換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区荒田換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十九年三月九日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成十九年二月二十三日

二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業(豊北地区荒田換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり



山口県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第九十号)第六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

平成十九年三月九日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

名称	所在地	指定年月日
阿月地区体育館	柳井市阿月一七二九の一	平成一九、二、二〇

平成十九年三月九日印刷  
平成十九年三月九日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）